

学校防災マニュアル



〈火災編・大規模地震編・風水害編〉



令和4年度

大和市立下福田中学校

学校防災（大規模地震・風水災害）に係る当面の課題

学校防災の体制整備や災害時に役立つ備品、物品等の備蓄等については、日常から災害発生時を想定して備えておくことが大切である。特に発生時の危機管理に関する体制整備は、生徒等の命を守るために最も重要な部分であり、全教職員の理解と行動に結びつけるためには形式的なものではなく機能的で実践的なものが求められる。また、学校の実情や立地状況に応じ、地震発生後の二次対応についても体制整備を図っておくことが必要であると考えられる。

学校保健安全法

第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

- 1 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。
- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

学校保健安全法第29条に規定されている「危険等発生時対処要領」は、「危機管理マニュアル」と同義であり、危険の対象によって以下のように呼ばれている。

「防犯マニュアル」「不審者対応マニュアル」「防災マニュアル」「災害発生時対応マニュアル」 など

本マニュアルは、「学校防災マニュアル」として、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を基に、今までの「マニュアル」を見直し、より実態に即した学校防災体制をつくっていかうとするものである。

内容は「火災編」「大規模地震編」「風水害編」とする。

なお、防災計画、自衛消防組織、避難経路等は別刷りとする

【参考資料】

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| * 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き | 文部科学省 |
| * 地震防災活動マニュアル（作成例） 23年7月 | 神奈川県教育局企画調整部広報情報課 |
| * 学校防災活動マニュアルの作成指針 24年3月 | 神奈川県教育局企画調整部広報情報課 |

～ 目 次 ～

防災計画・組織

- | | | |
|--------------|-------|------|
| 1. 目的 | | p 3 |
| 2. 防災組織について | | |
| 3. 防災計画 | | |
| 4. 学校防災管理組織図 | | p 8 |
| 5. 教職員の参集体制 | | p 11 |

火災編

- | | | |
|---------------------|-------|---------|
| 1. 火災発生時（初期）の流れ | | p 13 |
| 2. 避難の心得と注意事項 | | p 13 |
| (1) 避難の心得 | | |
| (2) 避難誘導時の判断基準 | | |
| (3) 日頃から生徒に指導しておくこと | | |
| 避難経路図 | | p 14・15 |

大規模地震編

- | | | |
|----------------------------|-------|------|
| 1. 地震防災フローチャート | | p 16 |
| 2. 地震に関する基礎知識 | | p 17 |
| 3. 大規模地震発生時における生徒の安全確保について | | p 18 |
| (1) 学校管理下で発生した場合 | | p 18 |
| ① 大規模地震の発生 | | p 18 |
| ② 大きな揺れが収まったら | | p 19 |
| ③ あずかり保護から引き渡しへ | | p 20 |
| (2) 登校・下校の途上で遭遇した場合 | | p 22 |
| (3) 校外学習で遭遇した場合 | | |
| (4) 勤務時間外や休日に発生した場合 | | p 23 |
| 4. 南海トラフ地震に関連する情報について | | p 24 |

風水害編

- | | | |
|-----------------------------|-------|------|
| 1. 気象庁の警報について | | p 25 |
| 2. 注意報の種類と注意喚起内容 | | |
| 3. 局地的大雨情報について | | p 26 |
| 4. 竜巻注意報について | | p 27 |
| 5. 風水害時における学校の対応について | | p 28 |
| (1) 在校時における警報発令 | | |
| (2) 登校前における警報発令 | | p 30 |
| (3) 前日に「翌日の警報発令」が予想される場合の対策 | | |

参考資料

- | | | |
|----------------------|-------|------|
| ● 警報発令時の対応について(保護者宛) | | p 31 |
|----------------------|-------|------|

令和4年度 防災計画

地震・防火・消火対策

I 防災計画・組織

1. 目的

○火災・地震・風水害・大雪・その他の災害等非常事態が発生したときは、生徒が安全に避難できるようにするとともに、児童・生徒が日々の学校生活を安全に過ごすことができる学校の体制を確立する。

* 防災教育の一環としての防災計画であり、避難計画のためだけの計画に陥らないように留意する。

○大きな災害が発生したときの生徒の安全を確保できるように、家庭・地域との連携を深め、家庭・地域と学校が一体となった防災計画及び活動を推進する。

* 国→神奈川県→大和市(地域防災計画)→学校→地域(家庭)という防災体制の一貫性をふまえるように留意する。

2. 防災組織について

(1) 防災委員会・校内災害対策本部

学校は、災害の種類やさまざまな場合を想定した教職員の役割や分担を決めておくなど校内に防災委員会を設置し、防災組織を計画的に取り組む必要がある。その際、教職員の分担については、十分共通理解を図るとともに、学校における防災活動が効果的にできるように配慮する。

災害発生に際しては、下福田中学校校内災害対策本部に移行し、委員長がその指揮をとる。

(2) 防災委員会の構成

委員長一校長、副委員長一教頭、委員一教務主任・安全指導部(担当)など

令和4年度「防災委員会」

委員長 校長

副委員長 教頭

委員 相原(教務) 小田(生徒指導) 田邊(保健) 田中(3年主任・自立支援部)

大坂(防災・安全) 古家(事務) 犬塚(1年主任) 中嶋(2年主任)

(3) 防災委員会の任務

- ① 生徒の生命・身体の安全並びに被害の防止対策
- ② 防災計画及び実践についての審議(定期的安全点検、臨時安全点検等)
- ③ 防災計画及び実践に関する諸規定の制定
- ④ 消防用設備の改善・強化
- ⑤ 防災に関する調査・研究
- ⑥ 防災に関する普及・高揚
- ⑦ 学校施設が避難所となった場合の協力体制に関すること
- ⑧ その他防災に関する対策

3. 防災計画

(目的)

第1条 この計画は、学校保健安全法第29条及び消防法第8条に基づき、危険等発生時における生徒の安全確保のための措置と防火管理業務について、当中学校における必要な事項を定め、火災、災害の予防、人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

第2条 この計画は当中学に勤務し、出入りする全ての者に適用する。

(防火管理者の権限及び業務)

第3条 防火管理者は教頭とし、管理権限者(校長)の指示に基づきこの計画についての一切の権限を有し、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更及び提出
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 建物、火気使用設備器具、少量危険物施設及び消防用設備等の点検、検査の実施と監督
- (4) 収容人員の管理
- (5) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導管理
- (6) 改装等の工事場所における火気使用制限または立会い
- (7) 管理権限者に対する防火管理上必要な助言及び報告

(消防機関への報告、連絡)

第4条 防火管理者は次の業務について消防機関への報告、届け出及び連絡を行なうものとする。

- (1) 消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 建物及び諸設備の設置、または変更に伴う諸手続
- (3) 消防用設備等の点検検査結果の報告
- (4) 各種訓練指導の要請
- (5) その他、法令に基づく諸手続き

(防火管理委員会)

第5条 当中学の防火管理業務の適正な運営を図るため、校長を委員長に、教頭を副委員長に、各部門の責任者をもって表1の通り防火管理委員会を置く。

表 1

防火管理委員会

委員名	職名	氏名	備考
委員長	校長	溝口 広幸	管理権限者
副委員長	教頭	西澤 律雄	防火責任者
委員	教務主任	相原 康人	情報連絡
委員	生徒指導主事	小田 祐介	避難誘導
委員	1年学年主任	犬塚 寿美子	情報連絡
委員	2年学年主任	中嶋 真紀子	情報連絡
委員	3年学年主任	田中 良治	情報連絡
委員	特別支援学級	小笠原 和典	情報連絡
委員	保健担当	田邊 千恵子	救護
委員	安全担当	大坂 祐介	消火

・(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は定例会と臨時会の2種とし、定例会は年1回の職員会議の中で行い、臨時会は委員会が必要と認める場合に開催する。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、防火管理上の基本的な次の事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び補正に関する事
- (2) 生徒の生命安全に関する事
- (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関する事
- (4) 予防管理組織及び自営消防組織の編成に関する事
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関する事
- (6) 地震対策に関する事
- (7) 防災教育とその実施方法に関する事
- (8) その他、防災、防火に関する事

(予防管理組織)

第8条 予防管理組織(表2-1・表2-2)は、火災予防のための組織と自主点検、検査を行うための組織とし、防火管理者のもとに各普通教室及び特別教室ごと火元責任者を置く。

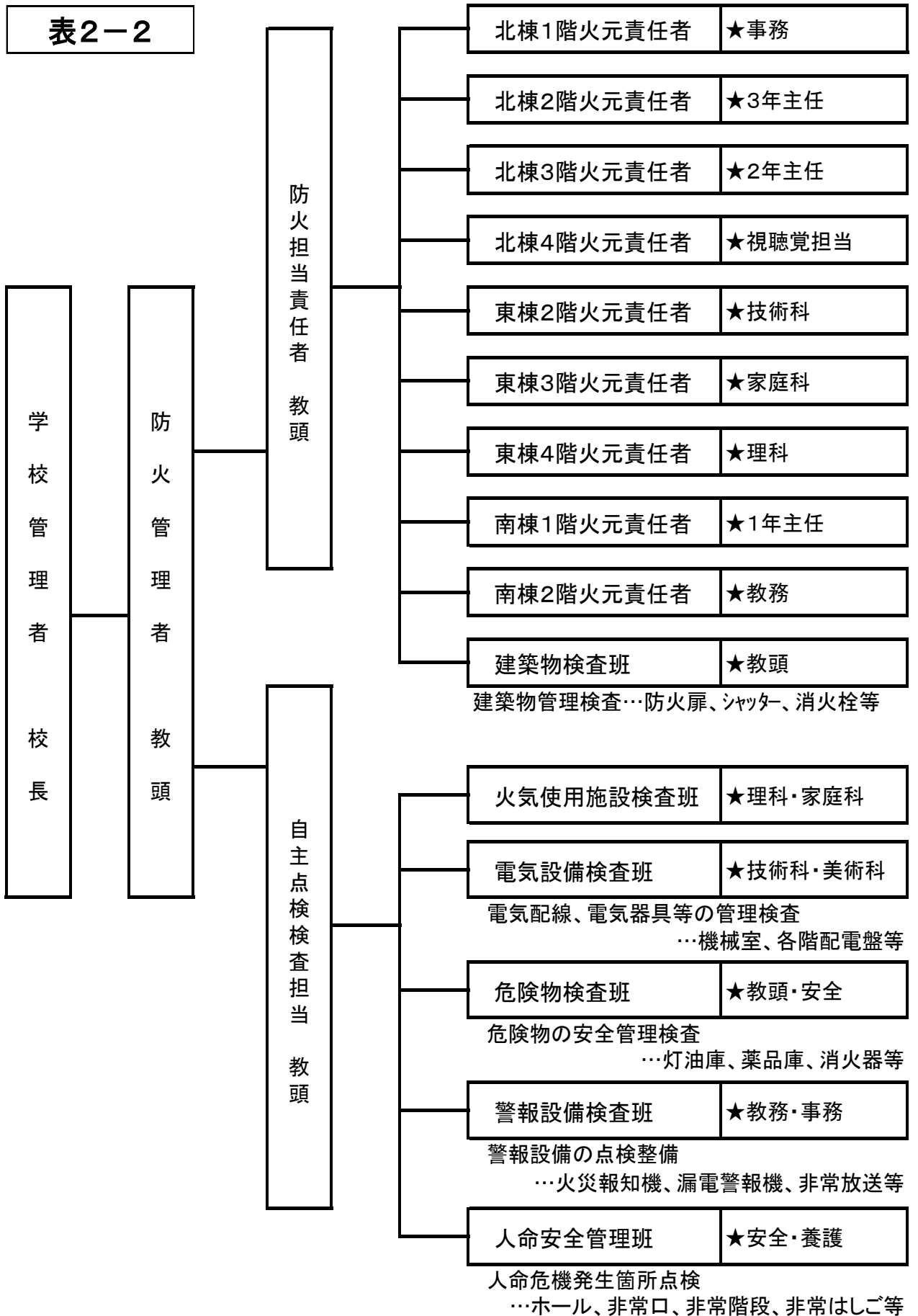
表2-1

校長 学校施設設備 管理総責任	教頭 施設設備 点検総括	北棟	4階	視聴覚室	視聴覚
				PC教室	技術科
				PTA会議室	教務
			3階	各教室	各担任
				多目的教室①	1組副担
				多目的教室②	3組副担
			2階	各教室	各担任
				多目的教室①	1組副担
				多目的教室②	3組副担
			1階	印刷室	教務
	特別支援級教室	特支担任			
	ブレイルーム	特支担任			
	多目的教室	1年数学科			
	東棟	4階	理科室①・準備室	理科	
			理科室②・準備室	理科	
			音楽室・準備室	音楽科	
		3階	被服室・準備室	家庭科	
			調理室・準備室	家庭科	
			美術室・準備室	美術科	
		2階	製図室・準備室	技術科	
工作室・準備室			技術科		
職員会議室			教務		
相談室			教務		
南棟	2階	給湯室	教頭		
		職員室	教頭		
		はげみ教室	支援		
	1階	図書館	図書担当		
体育館	1階	1年教室	各担任		
		フロア	体育科		
		器具倉庫	体育科		
		教官室	体育科		
		更衣室	体育科		
武道場	1階	放送室	体育科		
		更衣室	体育科		
	2階	プール	体育科		
		更衣室	体育科		
外	校庭	部室棟	体育科		
		体育倉庫	体育科		
		外トイレ	体育科		
		放送室	体育科		
	その他	機械室	教頭		
		ゴミ置き場	教頭		
		紙資源置き場	教頭		
		ポンプ室	教頭		
防災設備等		非常口	校長		
		防火シャッター	校長		
		救命袋・誘導灯	校長		
		消火器・消火栓	校長		

学校防災管理組織図(表2-2)

(2) 火災災害対策

ア. 予防管理組織 (各階特別教室等の火元責任者は、予防管理計画表を参照)



(防火担当責任者等の業務)

第9条 防火担当責任者及び火元責任者の業務を次のとおり定める。

(1)防火担当責任者の業務

- ア 担当区域の火元責任者に対する防火管理業務の指導及び監督に関すること
- イ 防火管理者の補佐

(2)火元責任者の業務

- ア 担当区域内の火気管理
- イ 担当区域内の火気使用器具及び消防用施設等の日常における維持管理
- ウ 担当区域内の避難口及び通路等の維持管理
- エ 地震時における火気使用設備器具の安全管理
- オ 防火担当責任者の補佐

(自主点検、検査を行うための組織)

第10条 消防用設備等の機能を適正に維持するため、定期に点検、検査を次表のとおり実施する。

消防用設備自主点検検査表

消防用設備等		点検種別及び実施月日		点検者
		外観機能点検	総合点検	
消火設備	消火器	6ヶ月毎		(株)相日防災
	屋内消火栓設備	〃	1年毎	
警報設備	自動火災報知設備	〃	〃	セコムサービス(株)
	非常警報設備	〃	〃	
避難設備	誘導灯	〃		(株)相日防災
	避難器具	〃	1年毎	

第11条 防火管理者は、消防用設備等の機能を維持管理するため点検者を指定して行うものとする。

(点検検査の記録及び報告)

第12条

- (1) 点検検査を実施した点検資格者及び担当者は、その結果を防火管理者に、防火管理者は、権限者に報告するとともに、「防火管理維持台帳」に記録していくものとする。
- (2) 消防用設備等の点検結果は、3年に1回大和市消防長に報告する。

(自衛消防団の設置)

第13条 自衛消防隊は、校長を自衛消防隊長に、教頭を副隊長として編成する。(表3)

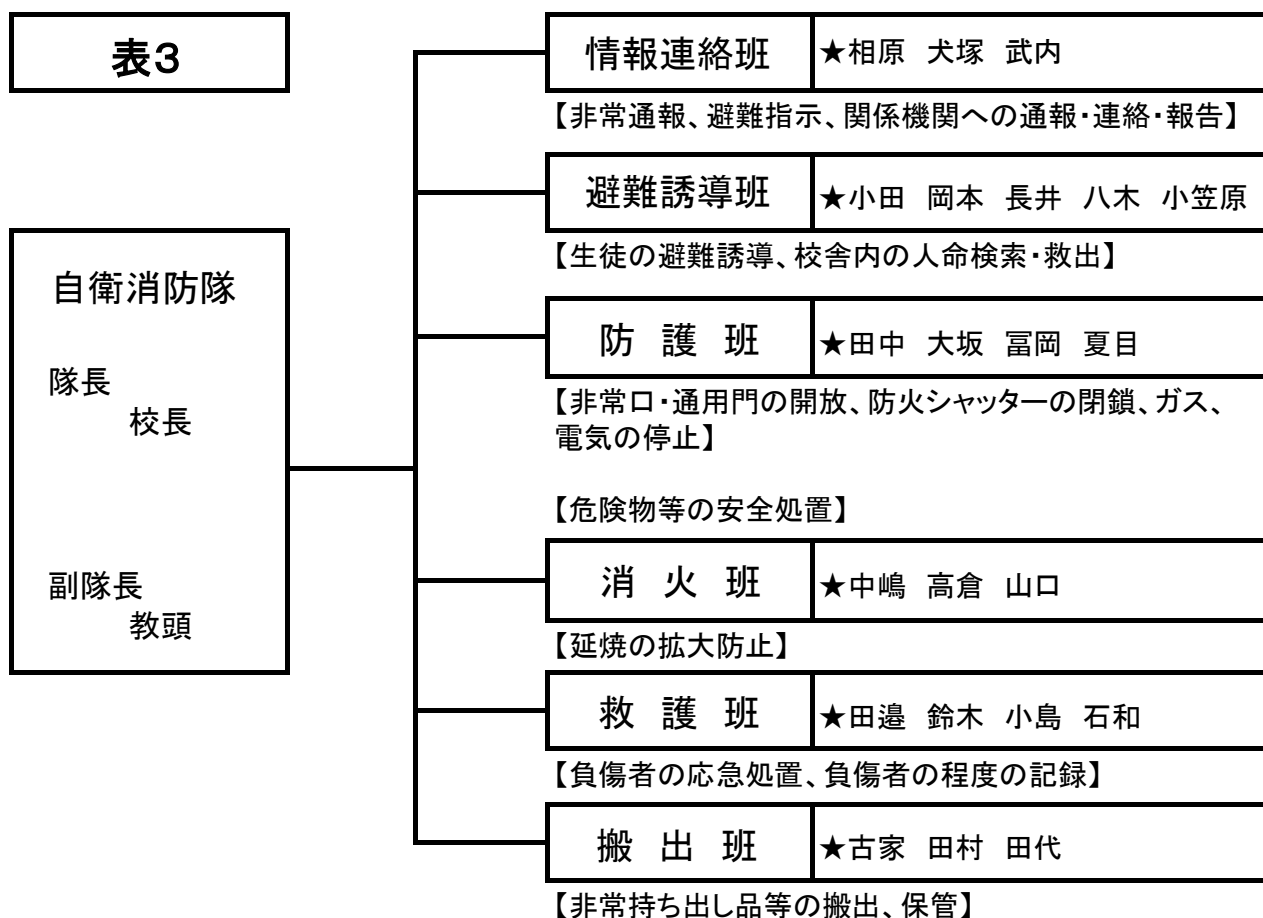
4. 学校防災管理組織図

(2)火災災害対策

自衛消防組織

(★…責任者、各班の活動内容を全員で分担)

表3



(地震災害予防措置)

第14条 地震時の災害の発生を予防するため、各種施設、器具の点検検査に合わせて次の事項を行うものとする。 ★別表 点検表 ……別ページ掲載

- (1) 建物及び建物に付随する工作物(スピーカー・戸棚・ロッカー・靴箱等)の倒壊、落下の危険の有無
- (2) 理科室の実験用具器具、薬品による災害を防止するための措置の適否

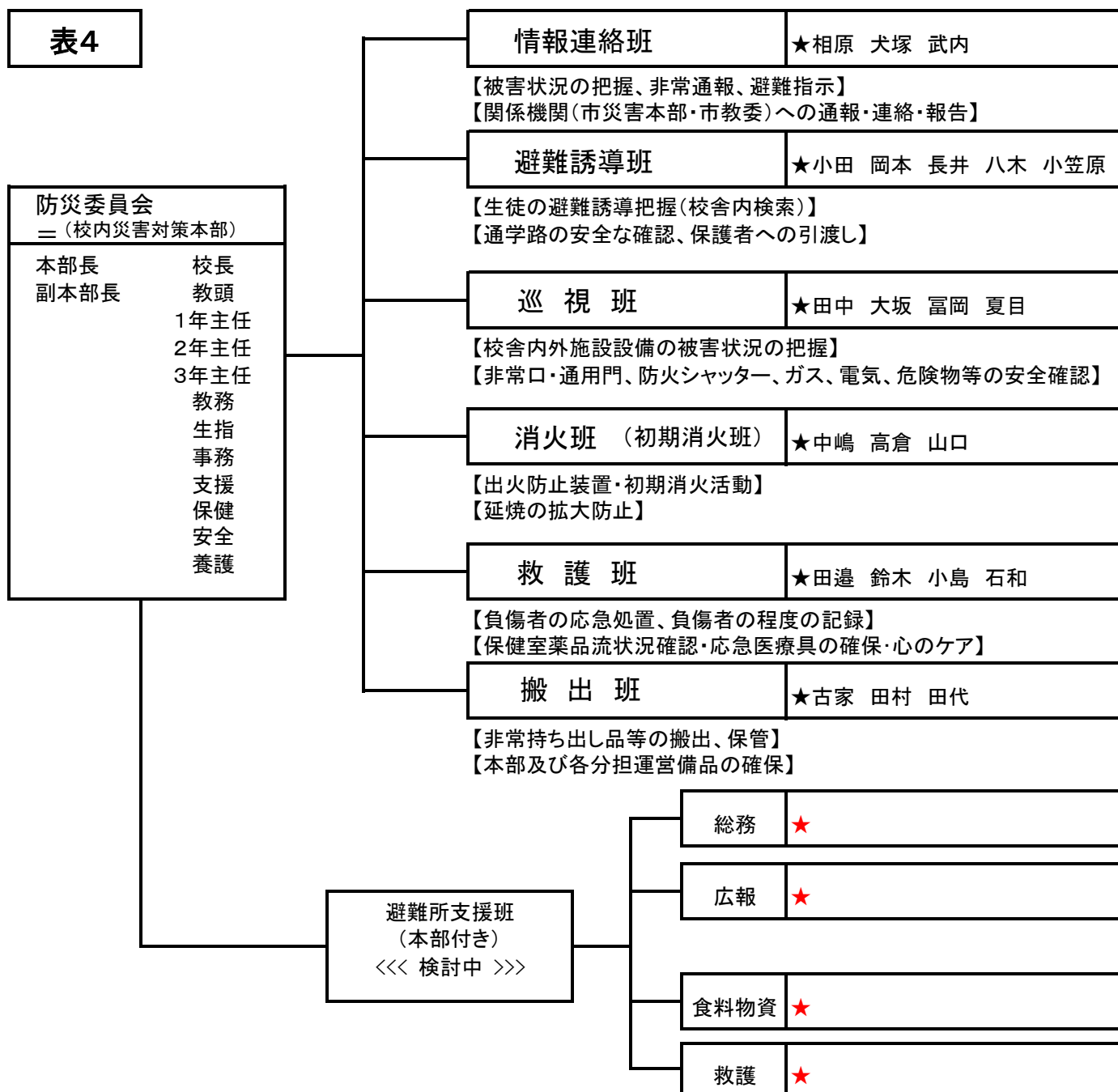
(地震発生時の対策本部設置)

第15条 震度5弱以上の地震発生時に、その後の対応・対策について、具体的な業務内容等を決定、行動するため、学校地震対策本部を設置する。(表4)

4. 学校防災管理組織図

(3)地震災害対策本部

(★…責任者)、各班の活動内容を全員で分担)



(避難場所の指定)

第16条 避難場所及び避難経路は、指定しておくものとする。

- (1) 広域避難場所は当中学校とする
- (2) 避難の開始は、防災機関からの避難命令または委員長の指示により開始する

(防災教育)

第17条 実施時期は年間計画で定める。

- (1) 職員に対する教育事項
 - ア 消防計画の周知徹底
 - イ 生徒に対する防災教育の指導方針について
 - ウ 震災予防措置について
 - エ 生徒の避難対策について
- (2) 生徒に対する教育事項
 - ア 火災と地震について
 - イ 教室からの避難方法及び避難訓練の重要性について
 - ウ 火災を予防するための基礎知識について
 - エ 煙及びガス等の危険性について
 - オ 油断による火災発生危険について
 - カ 危険物品や危険場所について
 - キ 地震発生時にとるべき行動について

(防災訓練の実施)

第18条 訓練は次により行う

訓練種別	実施時期	訓練内容
総合訓練	年1回	各種訓練を連係して総合的に行う
部分訓練	年1回	消火訓練
		通報訓練
		避難訓練
		消火器等の取り扱い要領の習熟を図る
		消防機関への通報要領及び校内への連絡体制の習熟を図る
		避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る

付則

この計画は、令和3年4月1日から施行する。

☎ 119番通報訓練

こちら福田1569番地の1、下福田中学校です。只今、〇棟〇階〇〇室付近で火災が発生しました。大至急、消防隊の出動をお願いします。

- Q:(火災ですね。何階建てですか。) A:4階建てです。
- Q:(あなたは誰ですか?) A:職員の 〇〇 です。
- Q:(電話番号は?) A: 046-269-8281です。

教職員の参集体制

重 要	<p>災害時において教職員は、生徒等の安全を確保、安否確認するとともに、校長を中心として学校教育活動の早期正常化を図ることが、第一義的な役割である。</p> <p>しかし、学校が避難所となった場合には、大和市が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所の運営について協力する。</p>
--------	---

各学校が、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し確保する。また、校長は交通途絶の場合を想定して、徒歩等で参集可能な教職員を事前に把握すること等の対応策を講ずること。また、教職員等関係者に周知を図るようにする。
(H11年「大和市学校の地震防災活動マニュアル」より)

① 夜間、休日等に発災した場合の対応

教職員は県・市町村それぞれの地域防災計画に基づき、報道情報に注意し、自ら家族等の安全を確認の上、参集するものとする。参集は、原則として各所属校に参集する。

② 教職員が出勤途上又は帰宅途中に発災した場合の対応

出勤途上の教職員は、可能な限り所属校へ向い、出勤後の対応は「地震が発生した場合の学校、教職員の対応」に準ずる。また、帰宅途中に発災した場合については、可能な限り所属校に戻るよう努める。所属校に戻った後は、校内災害対策本部長(校長)の指示に従う。

③ 参集教職員の確認

学校においては、参集した教職員の職・氏名等を確認し、人員を掌握する。

④ 参集教職員の報告

掌握した参集教職員の人数等については「被害状況等報告書」をもって行う。(市教育委員会へ)

⑤ 所属校に参集できない事情が生じた場合は、最寄りの小中学校に参集して、所属校に連絡をとつたうえ、それぞれに対応する。

⑥ その他

校長は学校に参集した教員を持って授業が行える体制を整える。
市教育委員会は、市内小中学校で不足が生じている教員数を掌握し、速やかに県教育委員会に内申を行う。

○参集グループ分け

Aグループ	徒歩1時間程度で学校に到着できる職員				
1年	岡本	鈴木			
2年					
3年	武内	田代			
4年	相原				

Bグループ	徒歩2時間程度で学校に到着できる職員				
1年	高倉	中嶋	石和		
2年	田中	小田	長井		
3年	犬塚	田村	大坂		
4年	教頭	田邊	古家		

Cグループ	徒歩3時間程度で学校に到着できる職員				
1年	富岡				
2年	山口				
3年	八木				
4年	校長				

Dグループ	学校に到着できず、近隣の公共機関への出向職員				
1年					
2年	夏目	小笠原			
3年	小島				
4年					

火 災 編

「火災発生時の対応マニュアル」

1. 火災発生時（初期）の流れ

①第1発見者

火災発生を知らせる → 近くの火災報知器のボタンを押す。

②報知器のベルが聞こえたら、空いている先生方は**事務室**に集合して**場所確認・役割分担**する。

*集合しなくても場所が分かっていたら、職員室にある**移動受話器と消火器**を持って、初期消火に向かって良い。受話器を消火栓につなげて、状況を事務室へ報告する。

③（第1次放送）

「ただいま（ ）で火災が発生しました。消火班の先生は、現場に急行してください。

防護班の先生は、非常口を開放し、防火シャッターを必要分閉鎖してください。

生徒は次の指示があるまで落ちついて待機しててください。」

***消火班（2～3名）**は、事務室防災監視盤内にある**移動受話器と消火器**を持って行く。

受話器を消火栓につなげて、状況を事務室へ報告する。消火器で消火できなければ、消火栓を使用する。随時1名が事務室へ報告する。

→報告する時はジャックを差し込む。差し込むと事務室側の呼びブザーが鳴る。

防災監視盤のスイッチ1を押して通話する。

***防護班**は、火元に近い階段の防火シャッターに行き、天井の小さなつまみを回し、扉を開け

中にあるひもを取り出し手でシャッターを下ろす。復旧時は鎖を引き、巻き上げる。

***通報連絡班**は、初期消火と同時に、消防署へ連絡する。

④（第2次放送）

「これより避難を開始します。（ ）階の生徒から、階段を降りて校庭への避難を開始してください。

先生の指示に従い落ちついて行動してください。」（消火班からの情報を基に誘導する）

*原則として、P14・15の「火災避難経路図」に従うが、火災発生場所によって臨機応変に行動する。

***避難誘導班**は、非常放送からの情報により、各学年フロアからの避難経路を判断し、生徒を安全に誘導する。放送が使えない場合は、事務室からの情報を各フロアへ伝える人が必要。

→事務室・職員室にあるハンドマイクを使用すると良い。

2. 避難の心得と注意事項

(1) 避難の心得（日頃からシミュレーションしておく）

①教科担任は、生徒を廊下に並ばせ、残留者がいないか確認する。

②火災は窓を閉め、地震は窓・ドアを開ける。

③支援級の生徒が交流級にいる場合は、交流級で整列して避難する。（授業担当者が校庭の支援級整列場所まで連れて行く）

④所定の避難経路に従って落ち着いて避難する。火災現場を考慮する場合の避難経路は原則として放送で指示を出す。（臨機応変に対応する場合もあり得る）

⑤火災現場から離れた階段・非常口から避難し、避難場所の校庭で自分のクラスに合流する。

(2) 避難誘導時の判断基準

	出火が2階以上の場合	出火が1階の場合
火災と判明した時点 (即鎮火した場合を除く)	出火階・直上階の者を避難させる	出火階・直上階を優先し、その後全ての者を避難させる
消火器で消火できない場合、 又は屋内消火栓で消火作業を行っている場合	出火階以上の上層階を避難させる	全館避難させる
屋内消火栓で消火できない場合	下層部を含む全館避難	全館避難させる

※消火できるかどうか不明の場合は、消火できないとして対応する。

(3) 日頃から生徒に指導をしておくこと

①避難の場合、冷静に行動し、なによりも私語をしない（先生の指示をしっかりと聞く）

②避難の際、煙を吸わないようにハンカチで鼻、口をおおい、低い姿勢で移動する。

③移動や整列の際、押したり、走ったりしない。

④上履きのまま外に避難する。

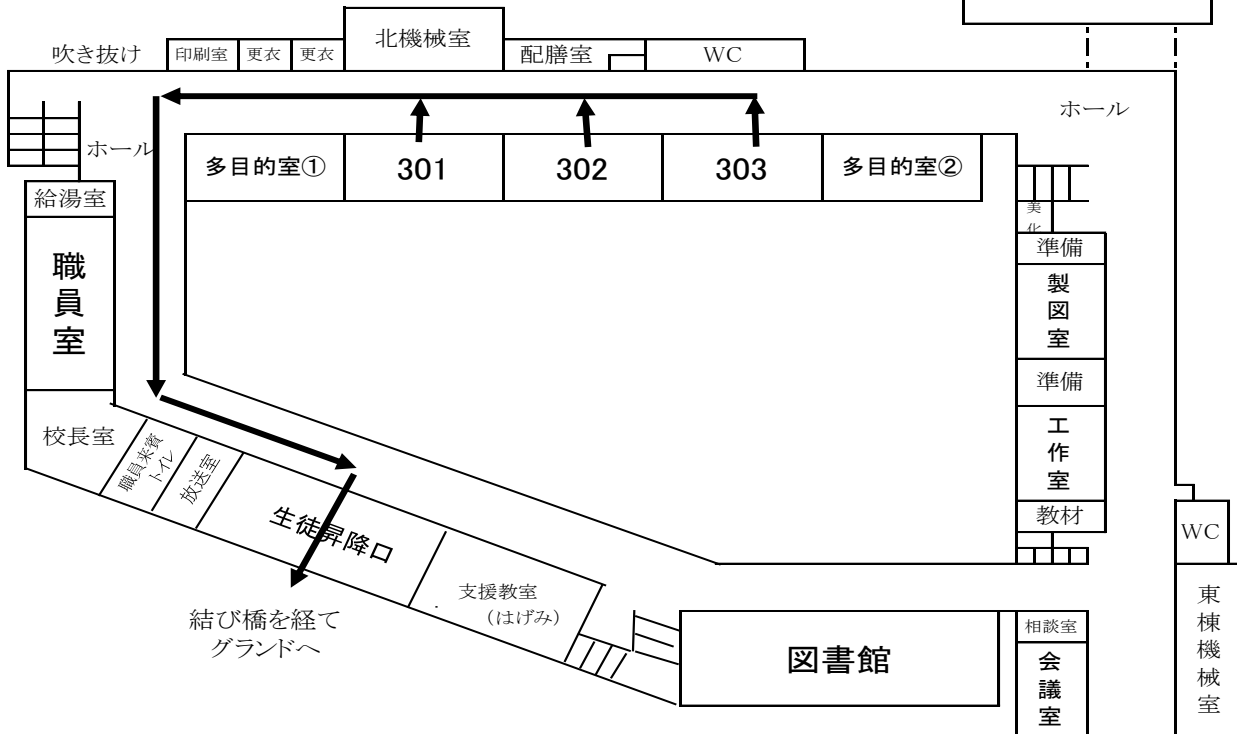
※火災については、常日頃から火の元に注意し、防火担当責任者を中心に火災を起こさないよう注意を怠らないこと。

【火を使用している場所は特に注意】

*給湯室 *理科室Ⅰ・Ⅱ *調理室 *配膳室 *その他ストーブを使用している場所

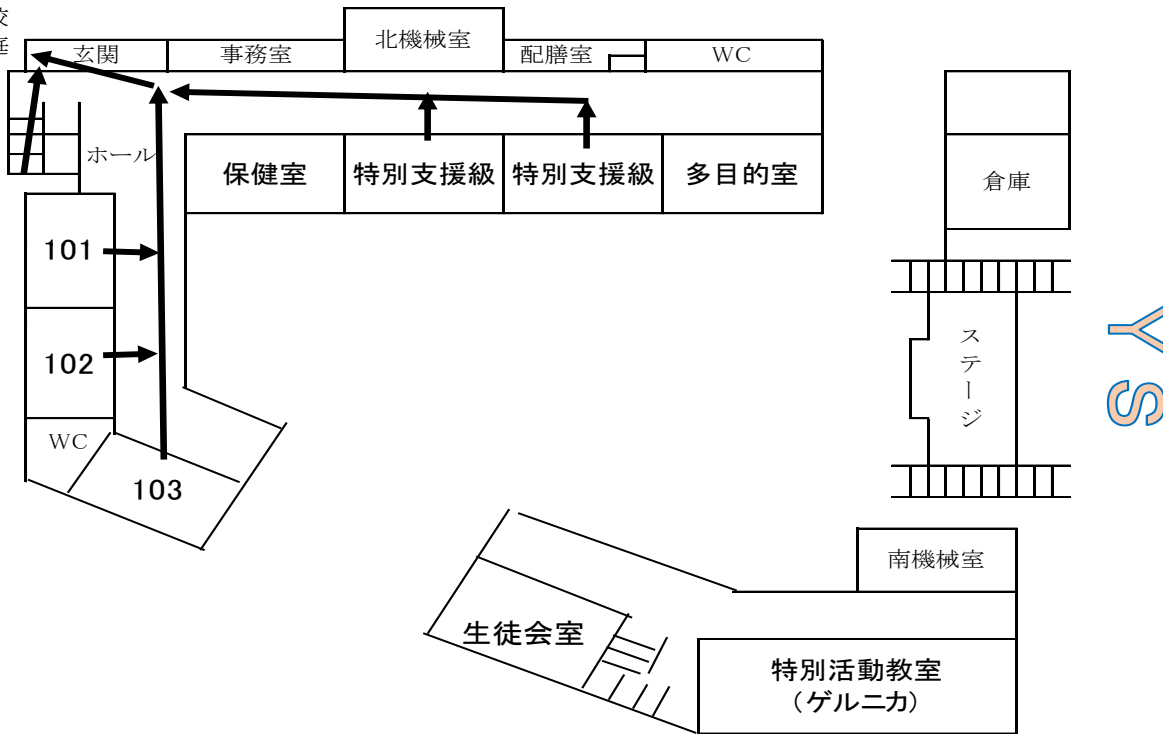
避難経路図

2階 平面図

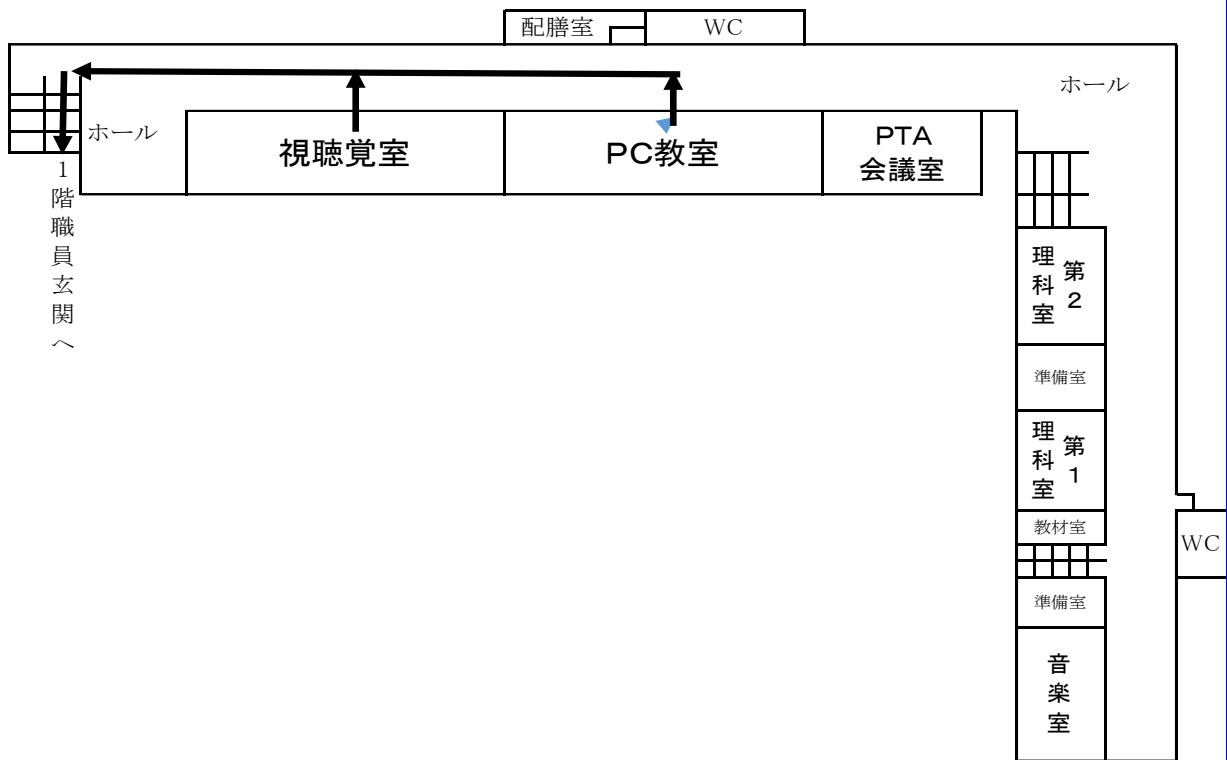


1階 平面図

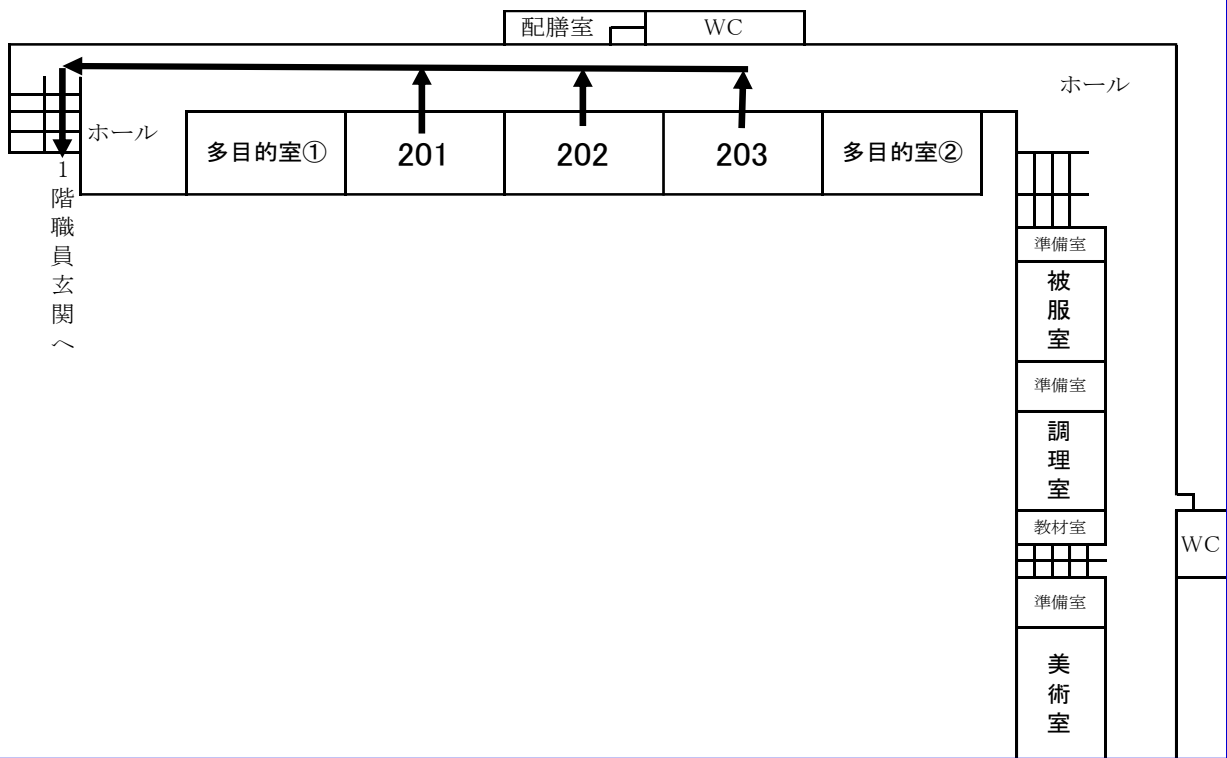
福田橋↓
校庭



4階 平面図



3階 平面図



大規模地震編

1. 地震防災フローチャート

文科省「作成の手引き」より

備える

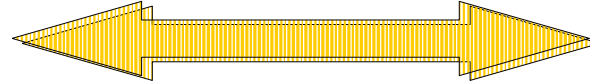
事前の危機管理

命を守る

発生時の危機管理

立て直す

事後の危機管理



□体制整備と備蓄

- ・安全担当者のリーダーシップと全ての教職員の分担を明確化
- ・保護者や地域、大和市危機管理課と連携した体制整備
- ・地域特性から予想される二次災害の洗い出し
- ・備品や備蓄は保管場所にも配慮を

□点検

- ・計画的な安全点検
- ・避難経路や避難場所の点検
- ・非構造部材の点検

□避難訓練

- ・基本行動の徹底
- ・訓練・評価・改善のサイクルで実践的なマニュアルに
- ・教科・領域の関連で効果的に
- ・様々な訓練で実践力を

□教職員研修等

- ・校内研修の充実
- ・地域、関係機関・団体との連携による人

※この間、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前にしっかりと理解しておくことが大切です。

□防災情報の収集・確認

管理下 → 初期対応

↓
二次対応

【初期対応】（地震の場合）

- *落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に避難

【二次対応】

- *二次対応時は**正常化の偏見**に注意

管理外

- *管理下、外に関わらず、生徒がそれぞれの状況下で対応できるよう事前の指導・訓練をすすめる。

* **正常化の偏見**とは、

自分にとって、都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう心理特性

□引き渡しと待機

- ・保護者とのルールづくり
- ・二次災害の危険性を検討

□避難所協力

- ・教職員が協力できる内容を整備する

□心のケア

- ・健康観察
- ・ストレス症の把握対応

※原子力災害

- ・情報収集と適切な退避・避難行動

□安否確認

- ・安否確認の内容と教職員の対応（非常時の教職員の参集体制の整備）
- ・連絡、通信手段の複線化をすすめる。
- ・事前の保護者等との

※「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない災害にきちんと備えることが重要です。

* この図では地震の場合、初期対応は揺れが続いている期間、二次対応は揺れが収まってから火災や津波など地震の次に起こる危険から回避するまでの期間として示します。

2. 地震に関する基礎知識

必要な知識

* 震度階級には10段階あるが、現在、震度4弱、4強や5は用いられていない。

震度階級	人の体感・行動、屋内・屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で大半の人が、揺れを感じる。電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人の大半が、目を覚ます。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しい。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。ドアが開かなくなることがある。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

基本目標

- 1 身体の安全の確保
- 2 家族への確実な引き渡し

大和市内の全小中学校では、震度5弱以上の地震が発生した場合、原則、生徒を学校があずかります。その後、引き取りを希望する保護者に来校いただき、引き渡すこととなります。

3. 大規模地震発生時における生徒の安全確保について

＜大和市学校防災活動マニュアルをもとに＞

(基本) 地震発生時の場面ごとの対応

場所等		対応	状況・注意事項
自宅	登校前 や休日	自宅待機	○震度5弱以上の地震が発生した場合 ※連絡があるまでは学校は休校
登下校	登校中	そのまま登校 (原則)	○通学路の安全を確認しながら登校するのが原則。 ただし、危険がある場合や家が近い場合は、そのまま帰宅する。
	下校中	そのまま下校 (原則)	○通学路の安全を確認しながら下校するのが原則。 ※部活動等で学校に残っている場合は、在校中の扱いとする。 ※帰宅しても家族がいない場合は、学校に戻る。
在校中	①あずかり		○震度5弱以上の地震が発生した場合 ○大地震で交通機関がストップした場合 ※いずれかの状況が発生した場合は、あずかりになる。 保護者に引き取りそれまで学校で保護する。
	②安全を確認し、 一斉下校・集団下校 あるいは平常授業		○震度5弱未満の地震が発生した場合 ※地域の状況を情報収集し、対応を判断する。 ※軽微な地震の場合は、そのまま平常授業を行う。

(1) 学校管理下で発生した場合

① 大規模地震の発生

様々な災害の状況を想定し、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示をすることができるよう、学校での防災訓練だけでなく、災害時の自身の行動をあらかじめ想定するなど、万全を期しておくことが必要となる。

(第1次放送) 職員室から
ただいま大きな地震が発生しました。まだ揺れが続いていますので、生徒は速やかに机の下に避難し、机の脚をしっかりとつかんで身を守って下さい。職員は避難経路を確保して下さい。

※ 東日本大震災では、放送不能となった学校も多く、1次放送がなくても自分の判断で安全確保ができるよう日頃から生徒に指導するよう心がける。

ア、普通教室の場合

生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませ、頭を保護するよう指示する。その際、自分の力で対応困難な生徒(障害のある生徒、怪我をしている生徒等)については、授業担当者が援助する。さらに、ドアを開け避難経路を確保する。(できれば窓も)

イ、緊急事態に遭遇して生徒がパニックに陥ることが考えられるため、生徒に対して指示をだす。

ウ、生徒に対して次の指示を行う。(※事前指導を行うことが原則)

- ・慌てて外へ飛び出さない。
- ・窓や壁際からできるだけ離れる。
- ・大きな揺れが収まり、授業担当者の指示が出るまでは、勝手な行動はとらない。

エ、教室以外の場合は、次の通り行動する。

- ・体育館 …館内の中央に避難させる。その時、天井の照明を含め落下物に注意。
- ・校庭 …校舎のガラスや落下物を避けるため、校庭中央に避難させる。
- ・図書館 …基本的には教室と同じ。書棚が倒れる可能性が高いので、テーブルの下などの安全な場所に避難させる。
- ・特別教室…基本的には教室と同じ。調理室での刃物や火の元など、理科室での薬品や火の元などに注意する
- ・廊下 …近くの教室内の机の下で身を守るか、流しにつかまる。両側にガラスや壁があるので、十分気をつける。
- ・階段 …どちらかに寄って、手すりにつかまる。
- ・その他 …敷地内の校舎外・施設外にいる場合は、落下物を避けるため建物に近寄らず、できるだけ安全な場所に避難させる。

地震は、休憩時間に発生することも考えられるので、上記の内容については事前に生徒へ十分指導をしておく必要がある。

オ、授業者以外の教職員は、直ちに事務室に集合する。搬出班は職員室へ。

カ、大きな揺れが収まったら、速やかに生徒の状況を確認する。

怪我をした生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど、受け持ち生徒の状況把握に努めることが先決である。また、火の元の消火確認やガスの元栓を閉める等の措置をとる。

キ、避難の開始は次の手順で行う。(原則として避難場所は校庭)

(ア) 避難路として出入り口の確保 → (イ) けが人などの介助方法を定める →

(ウ) 避難指示を待つ

ク、事務室の防災監視盤で、火災発生・防火シャッターの状況を把握する。また、防災無線放送やテレビ・ラジオ(FMやまと等)で情報を収集する。(情報連絡班が中心)

② 大きな揺れが収まったら

(第2次放送) 事務室の防災監視盤から
地震が収まりました。これから先生方が、校舎内の安全点検に回ります。そのまま現在の場所
で待機してください。怪我をした生徒がいましたら、回ってきた先生に報告してください。

**※放送不能となった場合も、事務室に集合した職員が分担して安全確認をしているので、
授業者はそのまま生徒の安全確保に努める。**

*事務室に集合した教職員の行動

ア、大きな揺れが収まった後、緊急放送をする。放送の内容は

(ア) 状況説明 (イ) 教職員に向けての指示 に区別する。

イ、集合した人数により適宜割り振り、安全確認を行う。(避難誘導班・防護班が中心となる)

(ア) 1階の教室・廊下・昇降口

(イ) 2階の教室・廊下・湯沸室・昇降口

(ウ) 3階の教室・廊下、北階段

(エ) 4階の教室・廊下、北階段

(オ) 東棟1階の教室・廊下

(カ) 東棟2階の教室・廊下、体育館

(キ) 東棟3・4階の教室・廊下、東階段

(ク) 校庭、武道館、結び橋

ウ、火災が発生した場合は、初期消火に努める。可能ならば、初期消火班も現場に急行する。

初期消火班・・・防火計画参照

指示系統の優先順位は以下の通りとし、上位者が不在の場合は次の者が指示を出すものとする。

校長→教頭→教務主任→生徒指導主任→生活と安全部リーダー→学年主任または養護教諭

*休憩時間帯に地震が発生した場合

(ア) 生徒の行動

個人もしくはグループで、校舎内外に分散している状況が多いことを想定し、教室などでは机の下にもぐる、校舎外ではガラスの散乱などが考えられるので校舎に近づかないなど、あ

ら
かじめ主体的な判断による対応ができるよう指導する。

(イ) 教職員の行動

学級担任(不在の場合は副担任等)は自分が担任する教室へ直行する。その他の教員は状況を見て事務室に集合する。搬出班は職員室へ。

(ウ) 避難誘導班・防護班が中心で行う安全確認の際に、教室外にいる生徒の把握を同時に行い、安全なルートを通り、自分の教室か校庭か、近い方へ避難させる。

(第3次放送)

ただいまの地震は震度()でした。(震度5弱以上の場合)

避難経路の安全確認ができましたので、生徒は身の回りにある荷物だけを持って、廊下に整列してください。生徒は校庭に避難してください。

※放送設備が使用不能の場合は、ハンドマイク(職員室、事務室に保管している)や大きな声で指示を出す。

エ、避難は上層階から順が原則。火災発生時は発生階と直上階を優先し、隣り合うクラスと連携しながら集団の前後に教職員がつく。「おさない、かけない、しゃべらない、もどらない」を指示する。

オ、避難途中でガラスなどが落下する危険性が高まるので、頭部を守るためにカバンや教科書等で保護するよう準備させる。

カ、普通教室以外の場所で授業をしていた場合、基本的に最短ルートを通り校庭に避難する。昇降口が遠い場合は、上履きのまま避難する。昇降口から避難できる場合も、下履きを手に持って、すぐに校舎外へ避難し、校庭に集合してから履き替える。また、雨天時は、教室から傘を持ち帰る。

キ、職員室から校庭に出る職員(搬出班が中心)は、ハンドマイク及びPHS(黒電話)、非常時持ち出し物品を持って出る。非常時持ち出し物品は、家庭環境調査書・災害時家庭カード・学年名簿の3点。とりあえず学年名簿で人員把握するが、PCが使える状況であれば、後で校務支援システムからその日の出欠状況一覧表を出力して持ち出す。

○校庭に避難することを最優先する。特別教室に居た生徒の荷物や昇降口から避難できなかった生徒の下履き等を取りに行かせるかは、校舎の破損等、その後の状況を見て判断する。

避難場所、経路・・・防火計画参照

ク、人員確認

- ・評議委員 → 学級担任 → 学年主任 → 教頭 → 校長
- ・保健室残留者及び怪我人の確認 養護教諭 → 学級担任 → 学年主任 → 教頭 → 校長
- ・支援級では、学級担任 → 教頭 → 校長 *支援級用の名簿を持ち出す。

ケ、人員確認後、本部の位置に職員集合し、情報の共有とその後の動きの確認(校長から指示)

コ、希望する保護者への引き渡しの準備(クラス表示・引き渡しカード等)を行う。

門等に誘導員、引き渡し場所に補助員が移動し、配置につく。保護者への指示・説明。

③ あずかり保護と希望する保護者への引き渡し

ア、職員の「あずかり」マニュアル

(1) 避難場所の決定

地震発生後、校舎内外の損壊状況や火災発生の可能性、余震の状況などの情報を把握し、校内災害対策本部において検討し、校長(または教頭)が決定する。

- a 校舎損壊のおそれがあり、余震が続いている場合は、校庭の予め決められた場所に、決められた隊形で避難する。
- b 校舎の損壊がなく、余震の心配もない場合は、校舎内の教室に待機する。ただし、なるべく高い階の教室は避け、外への避難行動を確実にこなすことが望ましい。
- c 上記a・bの中間程度の場合や状況が変化した場合には、その都度検討して、避難場所を使い分ける。例えば、雨が降り出す、夕方になって暗くなる、などの状況の変化に対応することが求められる。また、体育館は、地域(南部自治会)の一時避難場所になっている。

(2) 「あずかり」の情報発信

- a 可能な限り教育委員会と連絡をとる。(災害時優先回線・PHS・災害用無線)
- b 可能な限り保護者へ周知させる。
 - ・あずかり保護の連絡をP Sメールによって発信する。
 - ・防災スピーカー、FMやまと、TVかながわ等により情報発信する。

「震度5弱以上の地震が大和市で観測されました。これにより生徒を学校が預かり保護することになります。引き取りを希望する保護者は身の安全を確保しつつ、学校に引き取りに来てください。」

(3) 「引き取りを希望する保護者」の来校時の混乱を避ける

避難直後に、多くの保護者が迎えに来ると考えられるので、効率よく、かつ安全に引き渡しが行えるようにする。また、誘導員を次のように配置する。

- a 避難誘導班と巡視班は、校門に誘導員を配置し、学年・学級ごとの避難場所を案内する。雨天時には、昇降口にも誘導員を配置し、各避難場所にスムーズに行けるように案内する。
- b 空いている担任外職員で、校庭あるいは教室前廊下に補助員を配置する。補助員は、担任の引き渡し作業の補助、保護者への対応を行う。また、停電により校内放送が使用できない場合、担任と校内本部との連絡なども担当する。

(4) 「引き渡し」方法

その年の引き渡し訓練計画に準ずる。 p 32・33 参照

(5) 夜間の保護と備蓄

基本的には、1・2階の安全な教室において保護する。破壊状況や残留人数によって、指示することもある。

あずかり生徒への非常飲料・非常食は、東棟2階教材室に保存してある。

また、大和市防災備蓄倉庫(鍵は扉脇)を活用してもよい。毛布・簡易トイレ・食料などが備蓄されている。ホームページやP Sメールで学校の状況を発信することも必要。

イ、引き取りのなかった生徒は学校で保護する。

*保護する場所は、教室または体育館(地域の方と一緒に)

*引き取り受付は規模を縮小し、職員玄関または体育館玄関で継続する。

*宿泊になる場合の対応(検討中)

ウ、欠席者・早退者の安否確認を確実に行う。

一時避難場所	とりあえず避難。	けが人の救護。
広域避難場所	一時避難場所が危険。	より安全な場所。
指定避難場所	家が倒壊。	仮の生活場所が必要。

◆ 大和市災害対策本部 大和市役所 046-263-1111

◆ 大和市 防災担当 市長室 危機管理課 危機管理担当(本庁舎3F) 046-260-5777

(2) 登校・下校の途上で遭遇した場合

登下校中に地震が発生した場合、生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実行することが求められる。日頃から様々な災害を想定した上で、安全を確保するシミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておく必要がある。また、保護者にも周知し、理解を求める。

- ① カバンや持ち物で自分の頭を保護する。建物、塀、崖下、川岸からすぐ離れる。自動車は思わぬ動きをするので離れるなど事前に指導しておく。
- ② 交通機関を利用している生徒は、その交通機関の避難指示に従う。自分勝手な行動はとらない。
- ③ 登校中の場合は、可能ならばそのまま登校、下校中の場合は、原則として安全に注意しながら下校する。状況によっては、近くの避難所等へ向かう。近隣の避難所等は日頃から生徒に周知させておく。
- ④ 前項③に関しては、安全を最優先し、登下校中に明らかに戻った方が早い場合、または通学路の状況や交通事情により「登校中に自宅に戻る」「下校中に学校に戻る」ことも可能であることを事前指導しておく。

(3) 校外学習（遠足やキャンプ、修学旅行など）で遭遇した場合

校外学習においては、学校とは違う学習環境で行われるため、生徒の精神面などにおいて平常ではないことが予想される。また、見学場所などでは学校にはない設備や物品があり、教職員以外の人からの指示に従って学習することも多い。現地の職員の指示に従い、生徒を安全な場所へ避難・誘導させ、生徒の人数や状況を確認することを最も優先させ、その都度状況に応じた対応を考える。

下見において安全な場所の確認を必ず行い、事前に生徒にも周知する。

① 生徒の行動

屋内の場合は机の下などにもぐる、屋外の場合は安全な場所へ避難するなど、場所と状況に応じて教職員の指示に従う。

津波の被害が想定される場所にいる場合は、生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れが収まった後に、直ちにあらかじめ確認した避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に一時避難する。その後は教職員の指示に従う。

② 引率教職員の行動

ア、施設内であれば、その施設の対応に従うことを原則とする。

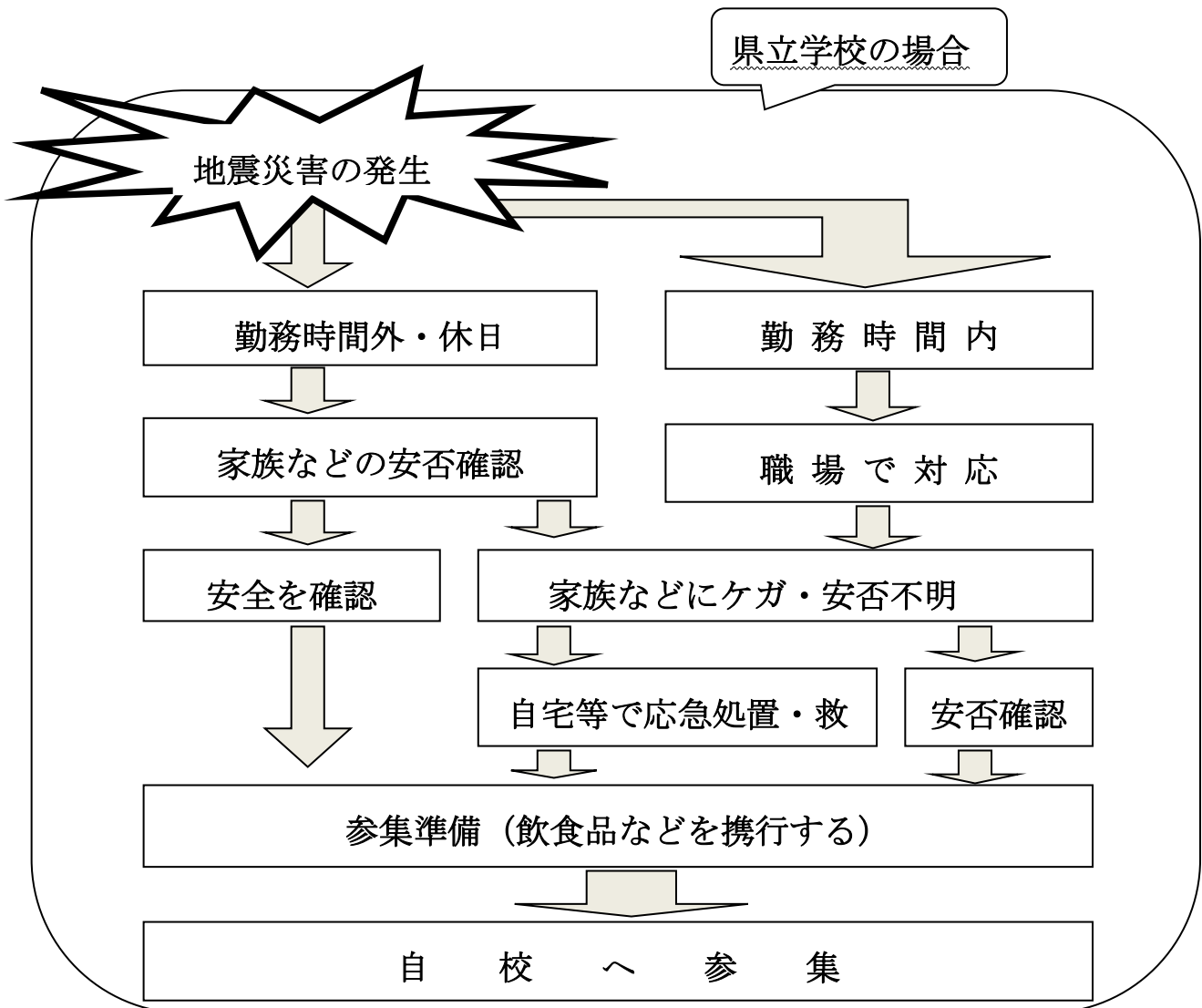
イ、移動中や特別な施設がない場合、安全と思われる場所に生徒を避難させる。

ウ、揺れが収まったら、速やかに生徒の状況を確認し、怪我をした生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど引率した生徒の状況把握に努める。

エ、屋内にいる場合は、速やかに机の下などの安全な場所へ移動させる。海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるため、速やかに安全な場所に避難させるなど、具体的な対応は、下見などで作成しておく。

オ、把握した状況は、なるべく速やかに学校へ報告するよう努める。電話が不通の場合、災害用伝言ダイヤル等を利用する。

(4) 勤務時間外や休日に発生した場合



*** 下福田中学校の場合**

- ① 大規模地震の発生により、建物等に甚大な被害が発生したことが予想できる場合、上記の図に則り、身の安全に留意しながら学校に参集する。
緊急時参集職員 R4は 校長、教頭、教務、鈴木（近隣住居者）
- ② 勤務時間外・休日の場合、伝言ダイヤル（学校の災害時優先電話番号）に、確認できた者が学校の状況のメッセージを入れておく。
- ③ その他の教職員については、自宅待機して②の確認をする。②の確認に関わらず、家族の安否確認を含めて万全の準備が整いしだい随時学校に参集する。（基本は職場集合、出来なければ最寄りの公的機関へ参集して、職場に連絡をとったうえ、それぞれに対応する）

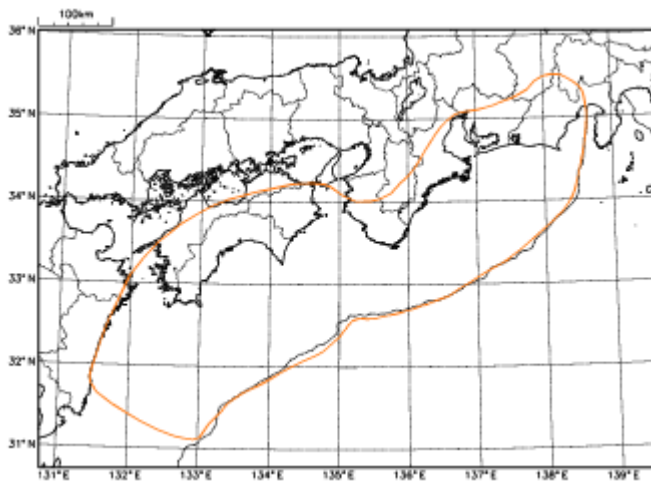
4. 南海トラフ地震に関連する情報について

平成29年9月26日、中央防災会議防災対策実行会議は「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を行いました。それによると、南海トラフ沿いで発生する大規模地震につながる現象が観測された場合、その分析や評価結果を防災対応に活かすことができるよう、適時的確な情報の発表に努めることが重要であると指摘されました。

この報告を踏まえて、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとしました。この情報は、平成29年11月1日から運用が開始されており、これに伴い、以前の東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行わないことになりました。また、この情報を発表するにあたり、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するため、有識者から助言をいただく「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を定期的を開催することになりました。

現在は、下表のように2つの情報となっていますが、改訂作業が進み詳細が決まりしだい、国・県・市のマニュアルに順次適用されていく予定です。どのレベルであずかり保護になる等は、分かりしだいお伝えします。

想定震源域…下図に示す南海トラフ地震の想定震源域(中央防災会議、2013)



南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報 (臨時)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報 (定例)	<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象

*気象庁ホームページより

1. 気象庁の警報について

警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。気象庁では以下の**7種類**の警報を発表しています。また、これらの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合には、平成25年8月30日から、新たに「**特別警報**」を発表して、最大限の警戒を呼び掛けることになりました。

○大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。

○洪水警報

大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられます。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水警報を発表します。

○暴風警報

暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

○他に、**大雪警報**、**暴風雪警報**、**波浪警報**、**高潮警報**があります。

2. 注意報の種類と注意喚起内容

注意報とは、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。気象庁では以下の**16種類**の注意報を発表しています。

○大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。

○洪水注意報

大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられます。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水注意報を発表します。

○強風注意報

強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

○大雪注意報

大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

○風雪注意報

雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなるなど)による災害」のおそれについても注意を呼びかけます。「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」を発表します。

○雷注意報

落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもあります。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけます。→ P16の「**竜巻注意報**」を参照

○乾燥注意報

空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。

○他に、**低温注意報**、**波浪注意報**、**高潮注意報**、**濃霧注意報**、**なだれ注意報**、**着氷注意報**、**着雪注意報**、**融雪注意報**、**霜注意報**、があります。

3. 局地的大雨情報について



各種防災気象情報のタイミングの例

4. 竜巻注意報について

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の气象台等が担当地域（概ね一つの県）を対象に発表します。有効期間を発表から1時間としています。注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表します。この情報は防災機関や報道機関へ伝達するとともに、気象庁ホームページの「気象情報」ページでお知らせします。

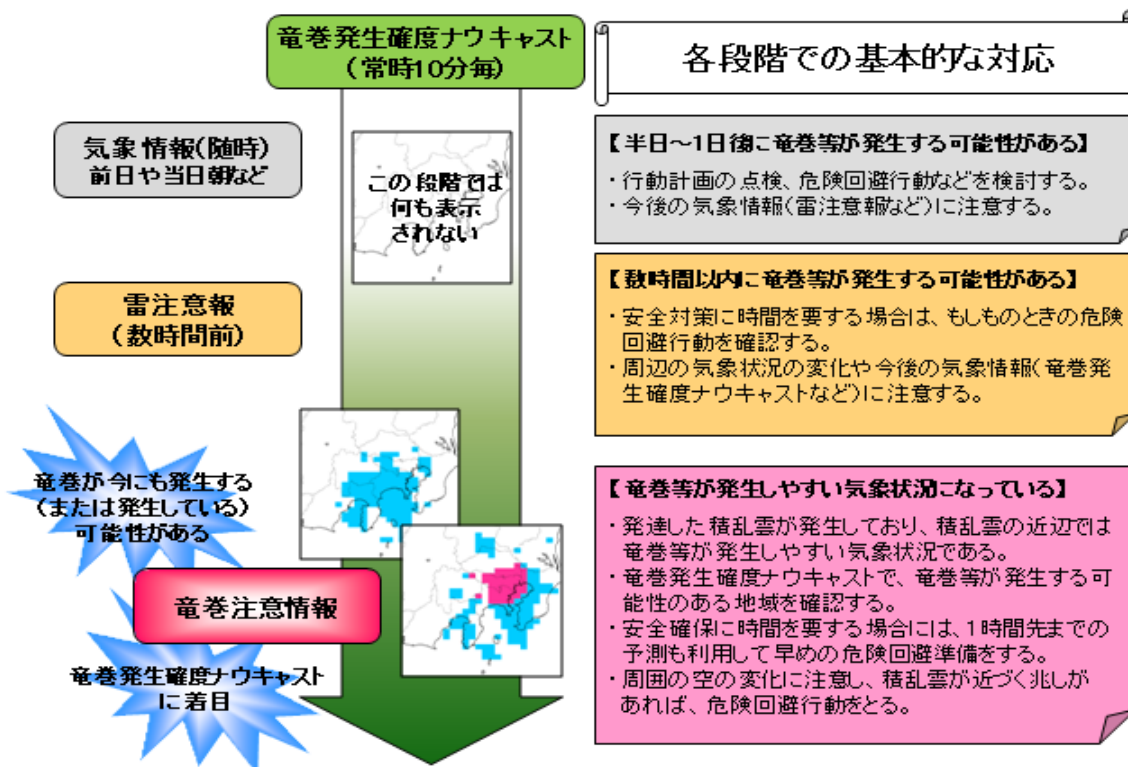
段階的な気象情報の発表

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表します。半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけます。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかけます。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」を発表します。なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時10分毎に発表していますが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域（県など）に発表します。

竜巻注意情報の効果的な利用

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られます。一方、この情報は比較的広い範囲（概ね一つの県）を対象に発表しますので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限りません。したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払ってください。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとってください。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がけてください。

竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表



5. 風水害時における学校の対応について

県教育局広報情報課長通知（H23年11月11日）

■ 考え方

- ◆ 安全が確認されるまで児童生徒等を学校で保護することを最優先とすること。
- ◆ 安全が確認された場合には、あらかじめ決められた方法での保護者への引き渡しや、教職員の指導のよとの帰宅により対応すること。なお、公共交通機関の運行状況や、保護者の在宅状況などを勘案し、必要に応じて児童生徒等を学校で保護すること。

■ 基本となる対応

- ① 関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、最終的な判断は、地域の状況をよく把握している学校が行う。
- ① 臨時休業や下校の判断は、早い段階で決定する。
- ② 安全が確認されない場合は、児童生徒等を下校させない。

（1）在校時における警報発令

■ 県教委 学校防災活動マニュアルの作成指針より

- 生徒在校時における下校の判断は、防災気象情報等、様々な情報を踏まえ、帰宅に要する時間を十分に考慮した上、早い段階で決定し、躊躇なく実施することが必要である。

台風情報などから早い段階で危険が予見され、下校することを決定しながらも、給食実施後の下校を選択したことで、暴風雨のピーク時に下校時刻が重なることもあるため、給食の実施等にとられない速やかな対応が必要である。

（確認事項）

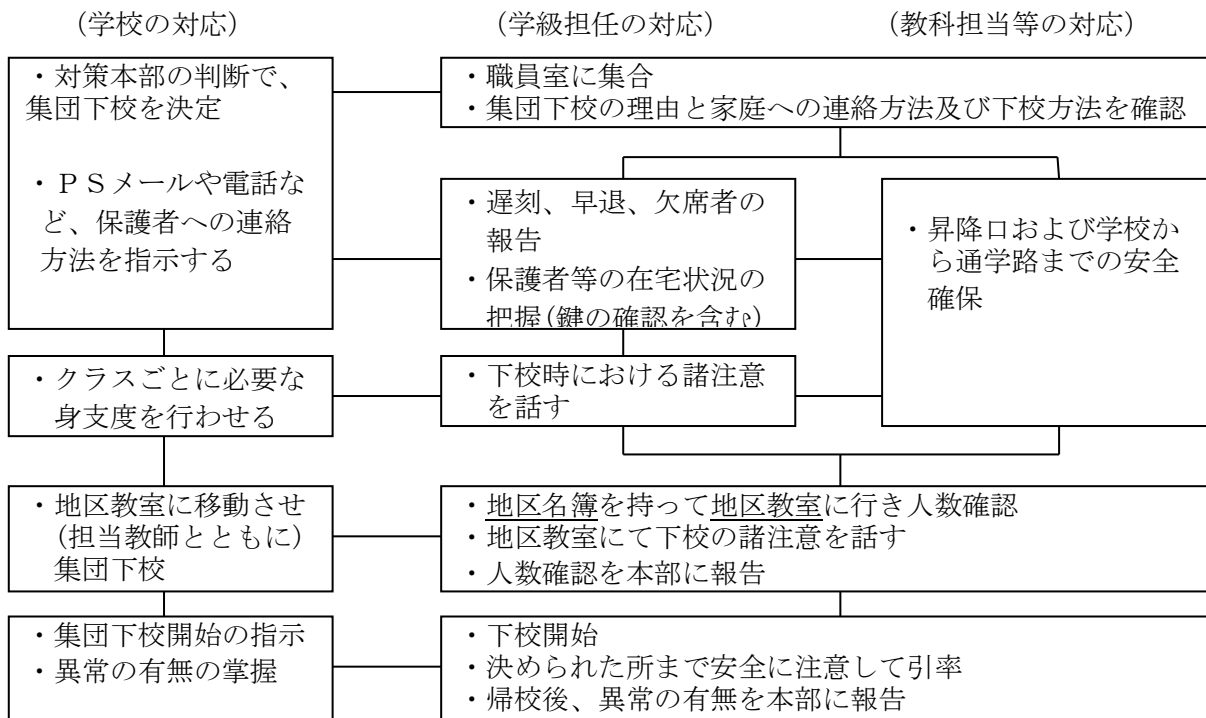
- あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引き渡しの基準や条件を詳細に定めておいたり、家庭の状況を把握し、保護者の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校にとどめるなど、混乱がないように事前の協議・確認が必要である。
- 下校を判断する防災気象情報等の種類について、昨今の都市型水害、あるいは集中豪雨や局地的大雨の増加等を考慮し、改めて確認を必要とする。
- 防災気象警報等の種類と予想される災害を教職員が十分に理解した上で、多面的な情報を収集するため、事前に情報入手先を確認しておく必要がある。

- ① 防災気象情報に注意し、注意報の段階であってもその後の荒天が予想される場合には、関係機関（市教育委員会、南部調理場等）と連絡を取りながら校長判断で早めに帰宅させる。
- ② ゲリラ豪雨のように、突然の荒天の場合には、安全が確認されるまで学校で保護する。
- ③ 公共交通機関を利用する生徒については、運行状況等の情報収集を行い特段の配慮をする。

● 生徒在校時の行動シミュレーション

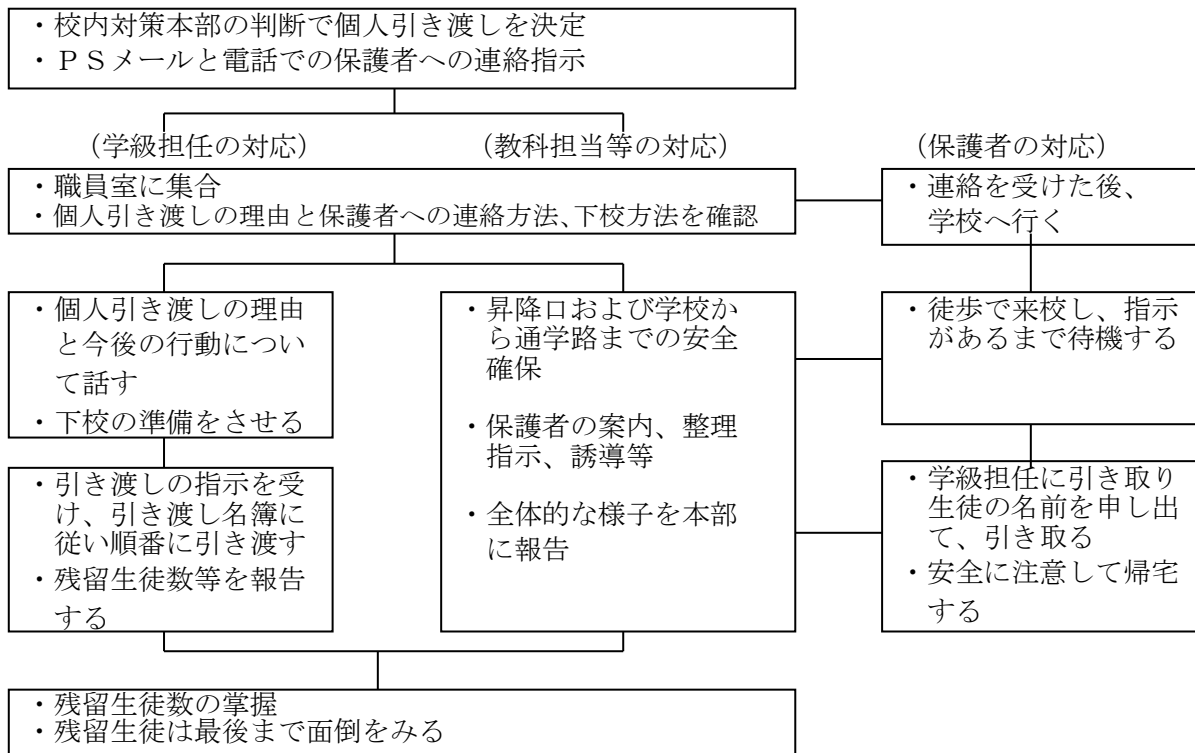
登校後、大和市に「大雨」「洪水」「大雪」「暴風」「暴風雪」のいずれかの警報が発令され、下校時まで警報が解除される見込みがない場合、その後の状況変化の予測により、授業打ち切りで下校させるか、下校時刻を遅らせるかを判断する。下校方法については、状況に合わせて、安全を確認した上での一斉下校、地区ごとの集団下校あるいはあずかり保護とする。いずれの場合においても、P Sメールで各家庭に連絡する。P Sメールに登録していない家庭には電話連絡を行う。

① 集団下校時の行動シミュレーション



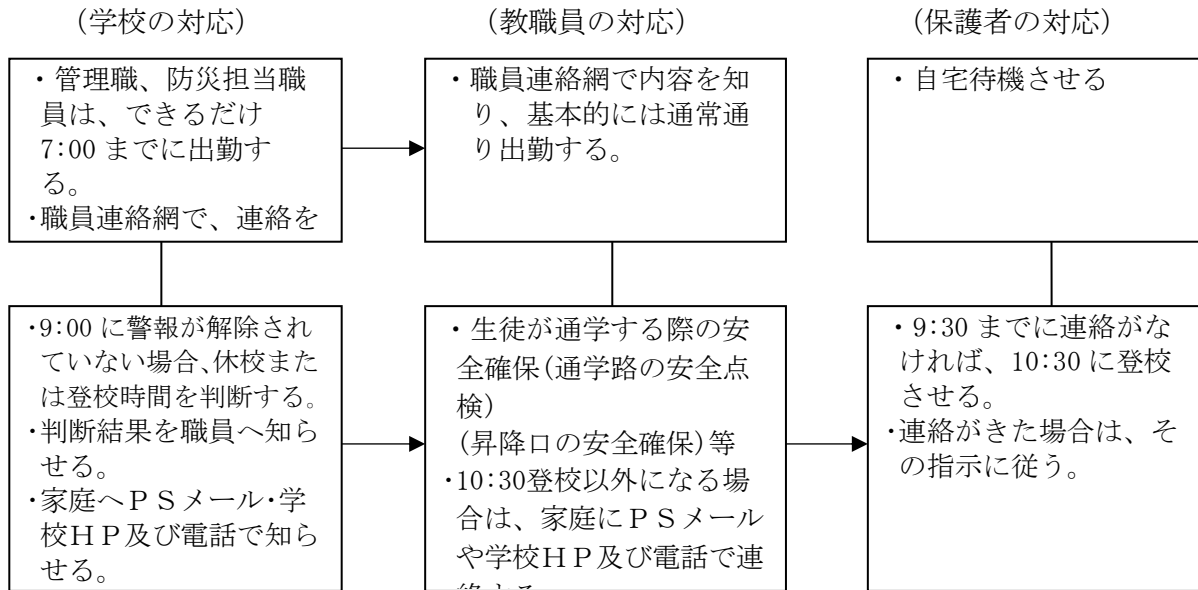
*日頃から通学路の安全点検・状況変化の把握をしておく。引き渡し訓練時に保護者から情報得る。

② 個人引き渡し時の行動シミュレーション



(2) 登校前における警報発令

●朝の行動シミュレーション



※ 午前7時^(注1)の時点で、大和市^(注2)に「大雨」「洪水」「大雪」「暴風」「暴風雪」のいずれかの警報が発令されている場合は自宅待機とし、登校時間を10時30分とする。原則として連絡しない。その後、9時に解除されていない場合のみP S メール、学校HP、電話で連絡を行う。(例:12時登校、休校など)をまわす。9時30分までに連絡がない場合はまわらなければ、そのまま10時30分登校とする。引地川を渡る生徒は、状況を判断し安全に登校する。

(注1) 部活動の朝練習のため、7時前に登校する場合においても、上記の警報が発令中は自宅待機とする。知らずに登校した者については、教室待機とする。

(注2) 警報の発令地域は「大和市」で確認する。発令されている警報の確認の仕方は次の通り。

例1：地上デジタル放送

NHK総合(1チャンネル)→連動データ(dボタン)→気象情報→警報・注意報(大和市)

*民放は局によって表示が異なります。

例2：気象庁防災気象情報ホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

防災情報→気象警報・注意報→地図上の神奈川県を選択→大和市を見る

(3) 前日に「翌日の警報発令」が予想される場合の対策

【前日の生徒下校前】

- ・年度当初に配付した「気象警報発令時の対応について」を確認し、7:00の時点で警報が発令されているかどうかを、各家庭で把握することを徹底させる。
- ・災害に備えての事前指導を徹底させる。

【前夜・休日時】

- ・基本的には「気象警報発令時の対応について」の通りとするが、防災委員会本部長が必要と判断した場合は、P S メール・学校HP 及び電話で連絡する。
- ・市内小中学校を「一斉臨時休校」にする場合は、早朝(午前5～6)に職員連絡網がまわってくるので、そのつもりで準備しておく。

